

【★注意事項】

①対象者について

- ・ リスクが高い妊婦だけでなく、正常分娩の方についても対象となります。
計画分娩や帝王切開等による出産についても、緊急を要す状態となり、医師が救急搬送や早期受診が必要と判断した場合は対象となります。
- ・ かかりつけ産婦人科の医師から来院するよう指示があり、家族の送迎やタクシーの利用が困難等で移動する手段がない場合が対象となります。

②利用方法について

- ・ まずは、かかりつけ産科医療機関等へ連絡し、医師等の指示を仰いでください。医師からすぐに医療機関へ来るように指示を受けたら 119 番通報をします。

③妊娠情報届出書について

- ・ 妊娠情報届出書に記載されている内容については、笠岡消防組合へ情報提供します。
- ・ 緊急連絡先として記載された人には、登録したことを伝え、消防から電話があった際には必ず電話に回答して欲しいことを伝えておくようにしてください。

※通信指令課(0865-63-7125)から連絡があることが多いですが、違う番号から連絡が入ることもあります。

- ・ 届出内容に変更があった場合は、市(町)担当課へ連絡をいただき、市(町)担当課から笠岡消防組合へ連絡します。
- ・ 出産をされた方及び出産予定日を1か月過ぎた場合には登録を自動的に抹消します。

④利用可能な地域について

- ・ 事前登録による妊婦情報については、笠岡地区消防組合管内(笠岡市・浅口市(金光町を除く)・里庄町)で 119 番通報をした時に活用されます。整理番号を消防に伝えてください。笠岡地区消防組合管外で 119 番通報された際には、整理番号は無効です。通常の救急要請をしてください。